

令和6年1月4日

お客さま各位

## 令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する当金庫の対応について

今回の令和6年能登半島地震により被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、被災された方々への預金払い戻し等について、本日より下記のとおり対応させていただきます。詳しくは当金庫本支店窓口までご相談ください。

### 記

1. 預金通帳や証書を紛失された場合でも、ご本人さまであることを確認させていただくことで、払い戻しの対応をさせていただきます。
2. お届印を紛失された場合には、ご本人さまであることを確認させていただき、拇印にて対応させていただきます。
3. 定期性預金における期限前の払い戻しについても、ご相談ください。  
また、これら預金を担保とした貸付についてのご相談も承ります。
4. 支払期限が経過した手形については、今回の災害による障害を考慮し、関係金融機関と協議のうえ、対応させていただきます。
5. 災害時の手形・小切手不渡処分については配慮させていただきます。  
また、電子記録債権についても同様に配慮させていただきます。
6. 損傷した紙幣や硬貨については引き換え対応させていただきます。
7. 国債を紛失された場合のご相談も承ります。
8. お借入やご融資の返済につきましても、当金庫本支店の融資窓口へご遠慮なくご相談ください。

※災害時にはそれに便乗した詐欺や悪質商法が多発します。

当金庫職員も最善の注意をもって対応に努めますので、ご遠慮なくご相談ください。

以上

